

三重県指令県土第32-4号の2

名張市様

令和7年1月21日付け名下建第232号で申請のありました名張都市計画下水道事業名張市公共下水道の事業計画の変更については、都市計画法第63条第1項の規定により、認可します。

なお、同法第62条第2項の規定により関係図書を公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他所定の手段により公告してください。

令和7年1月30日

三重県知事 一見勝之



名張市上下水道部告示 第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、名張都市計画下水道事業名張市公共下水道の事業計画の変更にかかる図書の送付があったので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次とおり事業施行期間中縦覧に供する。

令和7年2月7日

名張市長 北川裕之



1. 施行者の名称：名張市
2. 都市計画事業の種類及び名称：名張都市計画下水道事業  
名張市公共下水道
3. 事業施行期間：平成11年3月9日から  
令和12年3月31日まで
4. 事業地：
  - (1) 収容の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし
5. 縦 覧 場 所：名張市上下水道部 名張市下比奈知2820番地  
(閉庁日を除く：午前9時～午後5時)

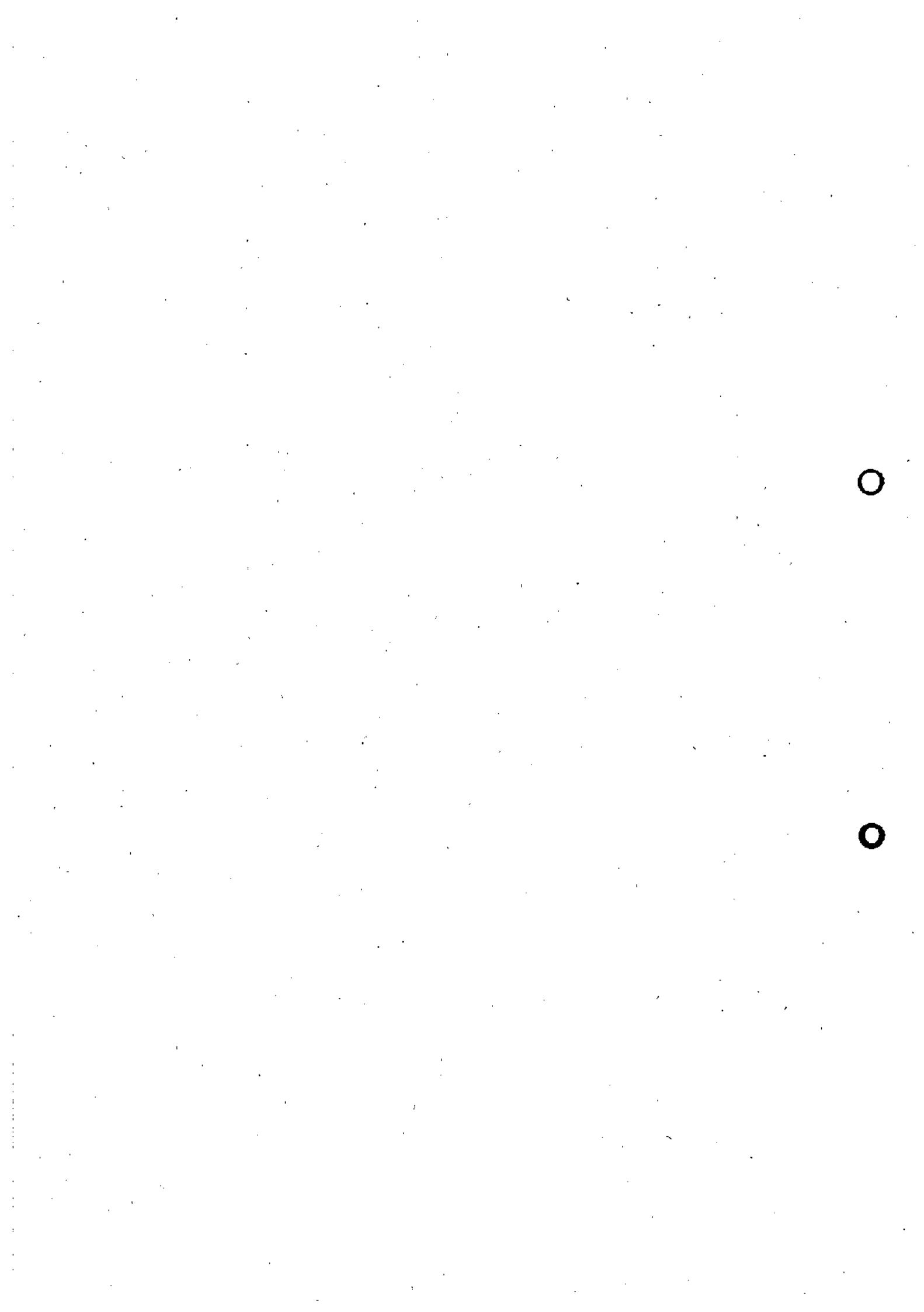
令和 6 年度

名張都市計画下水道事業  
名張市公下水道

変更認可申請書

令和 7 年 1 月

三重県名張市



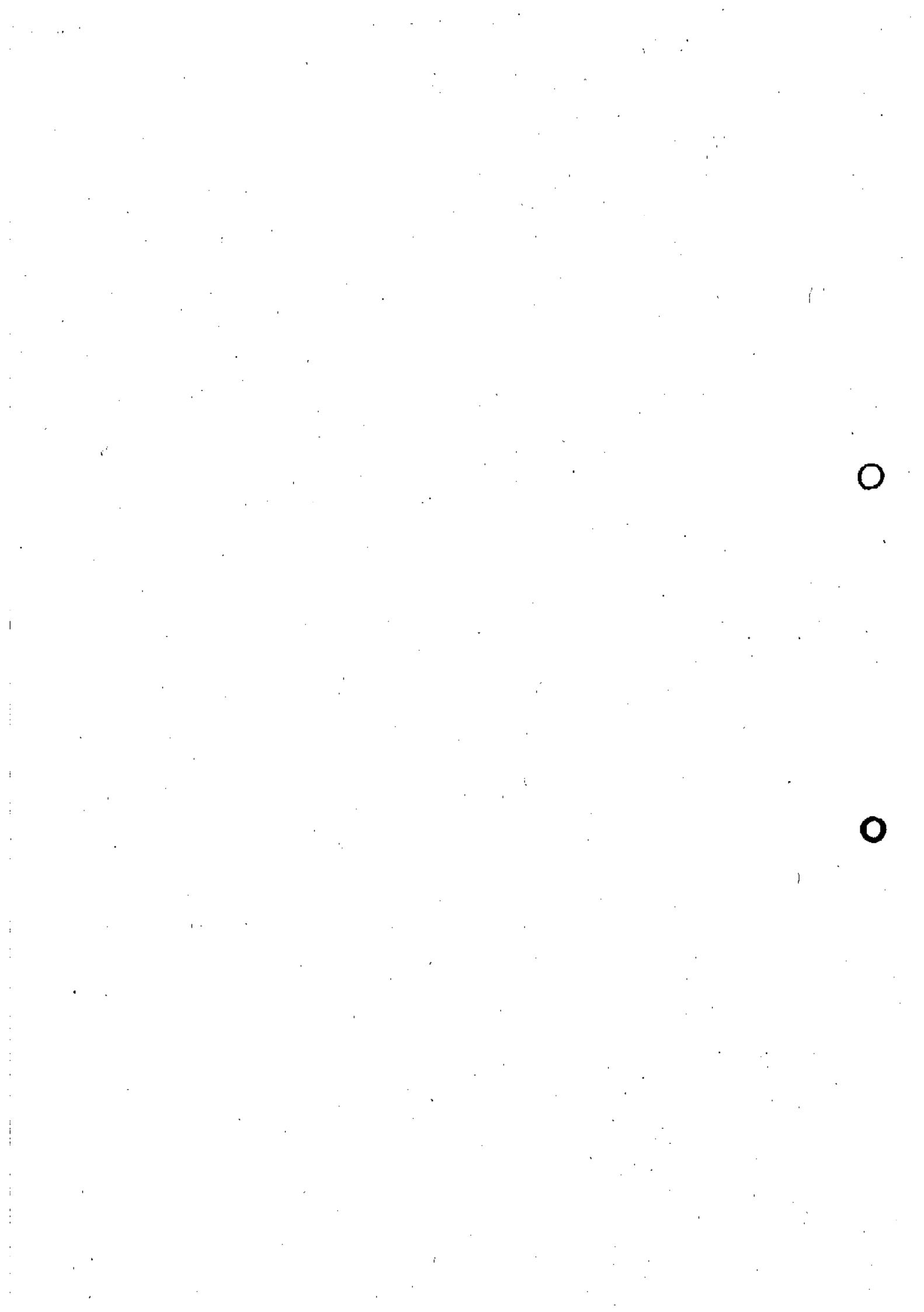
# 都市計画事業変更認可申請書

名下建 第 232 号  
令和 7 年 1 月 21 日

三重県知事 一見勝之 殿

申 請 者 名張市鴻之台1番町1番地  
名張市代表者 名張市長 北川裕之  
(公印省略)

都市計画法第 63 条第 1 項の認可を受けたいので、下記により申請致します。



## 記

### 1. 施行者の名称

名張市

### 2. 都市計画事業の種類及び名称

名張都市計画下水道事業

名張市公共下水道

### 3. 事業計画

#### イ. 事業地

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

#### ロ. 設計の概要

別添「設計の概要を表示する図書」のとおり

(1) 排水区 汚水 約 1403ha

(2) 下水管渠 桔梗が丘第1号污水幹線、5放流渠

(3) その他 中央浄化センター 敷地面積 約 26,000 m<sup>2</sup>  
南部百合が丘処理場 敷地面積 約 4,100 m<sup>2</sup>  
南部つつじが丘処理場 敷地面積 約 5,300 m<sup>2</sup>  
南部春日丘処理場 敷地面積 約 3,200 m<sup>2</sup>  
南部南百合が丘処理場 敷地面積 約 480 m<sup>2</sup>

#### ハ. 事業施行期間

自 平成 11 年 3 月 9 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

令和 12 年 3 月 31 日

## 変更理由書

### 変更理由

名張都市計画下水道事業名張市公共下水道は、都市計画決定を平成10年度に行った後、都市機能が集積する中央処理区の事業認可を受け、下水道未普及地域の水洗化を目指し整備を進めているところである。

更に、令和2年には、中央処理区と同様に公共下水道による管理、整備が望ましい区域として、南部処理区を計画し、この区域にある、百合が丘地区、つつじが丘地区、春日丘地区、南百合が丘地区を排水区域に追加すること、及び南部浄化センターが建設されるまでの間、汚水処理を行う4つの処理場をその他施設として追加する都市計画決定を行ったところである。

しかしながら、都市計画事業の変更認可を受けた令和2年度から、新型コロナウイルスが世界的に流行し、管渠施設整備に向けた地元説明会や、現地立会等の調整・遅延など、設計業務へ直接影響が出た事や、処理場建設においても、世界的なサプライチェーンの寸断による、半導体関連の影響が下水道分野にも及び、機器の納品が遅れるなど、不測の日数を要してきた。

上記、処理場については、生活排水処理施設が、令和5年度末に完成し、供用開始となっているが、今後は、水処理施設の増設と共に、効果促進事業による既存し尿処理施設の撤去に向け、調査・設計を行い、地元、並びに関係機関と調整を行う。

また、区域拡大に伴う、管渠施設整備については、大小5つの住宅地汚水処理施設を含む統合（合併処理浄化槽など）と、管路施設の公共への移管が発生する事から、事前調査や、地元、施設関係者との移管協議などに不測の期間を要してきている事や、物価高騰等の影響による財源不足等により、計画年度の先送りも発生しているところである。

以上のことから、既下水道事業計画区域において、更なる下水道整備の推進、適切な管理を行うため、都市計画法事業認可の事業地及び下水管渠並びにその他施設について、併せて事業期間の延伸を行うものである。